ランサーズ規約変更 新旧対照表

施行日：2026年9月28日

「変更箇所」欄の条番号は、改定後（2026年9月28日施行）の番号です。
施行日（2026年9月28日）までは、現行の利用規約が適用されます。
今回の改定は条項の追加のみであり、既存条文の変更及び削除はありません。

変更箇所	改定前	改定後
第1条第38項	（新設）	「報酬の即日払いサービス」ランサー報酬について、支払確定により金額が確定し、かつ、通常の出金日が到来していない場合において、弊社の所定の確認及び手数料の支払いを条件として、ランサーが通常の出金日より前に前倒しで出金することができる機能をいいます。
第13条の2	（新設）	**第13条の2 報酬の即日払いサービス** 1. ランサーは、弊社所定の方法により申し込むことにより、報酬の即日払いサービスを利用することができるものとします。ただし、報酬の即日払いサービスの対象となるランサー報酬は、支払確定により金額が確定し、かつ、通常の出金日が到来していないランサー報酬に限るものとします。 2. 弊社は、前項の申込みを受けた場合、ランサーの本人確認を行い、不正利用その他の本規約等への違反の有無を確認し、その結果に基づき、報酬の即日払いサービスの利用を承認するか否かを決定します。なお、弊社は、ランサーに対し、当該確認の基準、結果、理由等を開示する義務を負わず、報酬の即日払いサービスを利用できなかったことによりランサーに損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。 3. 前項の確認の結果、弊社が報酬の即日払いサービスの利用を承認した場合、弊社は、ランサーに対し、出金の対象となるランサー報酬の金額から、次項に定める早払い手数料及び前第3項に定める事務手数料を控除した金額を、速やかにランサーが登録した銀行口座へ出金するものとします。 4. ランサーが報酬の即日払いサービスを利用する場合にかかる手数料（以下「早払い手数料」といいます。）は、出金の対象となるランサー報酬額（税込）から弊社所定の事務手数料を控除した金額に、5%を乗じた金額（税込）とします。 5. 第3項の出金手続が完了した後において、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該出金は、法律上の原因を欠くこととなりますので、弊社は、報酬の即日払いサービスの承認を取り消すものとします。この場合において、ランサーは、弊社に対し、不当利得の返還として、当該出金によりランサーが受領した金額を返還するものとします。なお、弊社は、当該返還を、弊社がランサーに対して支払うべきランサー報酬から控除する方法により受けることができるものとします。 (1) 出金したランサー報酬に係る会員間取引が不正であったこと (2) 当該会員間取引に係る契約が無効であったこと、又は取り消され若しくは解除されたこと (3) 当該ランサー報酬が発生していなかったこと、又はその金額が出金額を下回っていたこと (4) ランサーが報酬の即日払いサービスの申込みに際して虚偽の申告を行っていたこと 6. 弊社は、システムのメンテナンス、連携する外部金融機関のシステム障害その他のやむを得ない事由により、ランサーに対する事前の通知なく、報酬の即日払いサービスの提供を一時的に停止または延期することができるものとします。これによりランサーに損害が生じた場合であっても、弊社は、一切の責任を負わないものとします。